



相談

行政相談

■日時 5月18日(水)
午前10時～午後3時
■場所 邑久町公民館
■問い合わせ先 市総務課
☎22-11112

長日時

5月22日(日)
午前10時～午後3時

長場所

ゆめトピア長船

■問い合わせ先

市長船支所総務振興課
☎26-20001

半日時

5月25日(水)
午前10時～午後3時

■場所

牛窓町総合福祉センター1

■問い合わせ先

市牛窓支所総務振興課
☎34-3431

法律相談

▽日時 5月12日(木)
午前10時～午後3時
▽場所 牛窓町総合福祉センター1
※相談希望の人は、事前に時間をご予約ください。

■問い合わせ先

市総務課
☎22-11112

人権相談

■日時 5月18日(水)・6月1日(水)
午前10時～午後3時

■場所

邑久町公民館

半日時

6月1日(水)
午前10時～午後3時

■場所

牛窓町総合福祉センター1

■問い合わせ先

市長船支所総務振興課
☎34-3431

■問い合わせ先

市人権啓発室
☎22-3922

心配ごと相談

※弁護士相談は、それぞれ午前中のみ実施します。相談希望の人は、事前にご予約ください。

長日時

5月11日(水)
午前9時～午後3時

長場所

ゆめトピア長船

■問い合わせ先

市社会福祉協議会長船支所
☎26-3100

半日時

5月18日(水)
午前9時～午後3時

■場所

邑久町総合福祉センター1

■問い合わせ先

市社会福祉協議会本所
☎22-2940

半日時

5月25日(水)



代表電話番号

- 瀬戸内市役所 ☎22-1111
- 牛窓支所 ☎34-3431
- 長船支所 ☎26-2001
- ゆめトピア長船 ☎26-8001
- 教育委員会 ☎34-5640
- 上下水道部 ☎22-1325
- 消防本部 ☎22-1333
- 裳掛出張所 ☎25-0004

瀬戸内市ホームページアドレス
http://www.city.setouchi.lg.jp

年金相談

▽日時 5月19日(木)
午前10時～正午、午後1時～3時

▽場所

瀬戸内市役所

※社会保険事務所の職員が年金の相談に応じます。(無料)

■問い合わせ先

市市民課
☎22-1790

住宅増改築相談

▽日時 5月18日(水)
午前9時～午後3時

▽場所

瀬戸内市役所

■問い合わせ先

市建設課

☎22-2649

育児相談

■日時 5月10日(火)・24日(火)

長日時

午前9時30分～11時

長場所

ゆめトピア長船

半日時

5月20日(金)
午前10時～11時

■場所

あいあい保育園

■日時

5月26日(木)
午前9時30分～11時

■場所

福田子育て支援センター1

■問い合わせ先

市健康づくり推進課
☎26-5962

精神保健福祉相談

▽日時 5月12日(木)・26日(木)

日(木)

午後1時30分～2時30分

▽場所

地域生活支援センター1
1スマイル1階

▽相談員

精神科専門医

※相談希望の人は、事前にご予約ください。

■問い合わせ先

岡山保健所
☎086-272-3943

こころの健康相談

▽日時 5月17日(火)・31日(火)

日(火)

午後1時30分～3時

▽場所

ゆめトピア長船

▽相談員

臨床心理士

※相談希望の人は、事前にご予約ください。

■問い合わせ先

市健康づくり推進課
☎26-5962

奨学金の貸付募集

平成17年度奨学金の新規受付が始まりました。経済的事情で、就学が困難な生徒と学生の学資、育英上必要な資金の貸し付けを行います。

▽対象

高等学校、盲学校、聾学校、養護学校高等部、大学、高等専門学校、専修学校への就学者

提出書類 ①奨学生願書 ②奨学生推薦調書 ③世帯全員の住民票 ④親権者か後見人の所得課税証明書

※①・②は教育委員会、各公民館備え付けの様式で提出してください。

提出・問い合わせ先

市教育委員会教育総務課
☎34-5640

▽受付期限 6月30日(木)

提出書類

①奨学生願書 ②奨学生推薦調書 ③世帯全員の住民票 ④親権者か後見人の所得課税証明書

※①・②は教育委員会、各公民館備え付けの様式で提出してください。

提出・問い合わせ先

市教育委員会教育総務課
☎34-5640

■問い合わせ先

市市民課 ☎22-1790
市牛窓支所市民生活課 ☎34-3432
市長船支所市民生活課 ☎26-2016

国民年金保険料の納付は
お得・安心・便利な口座振り替えで

国民年金保険料の納め忘れはありませんか? 「忙しくて…」 「つい、うっかり…」 といった理由でも、保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金額が少なくなったり、受けられなくなったりします。

そこで、国民年金保険料の納付には、納め忘れない安心で便利な口座振り替えを利用されることをお勧めします。

平成17年4月からは、お得な「口座振替早割制度」も導入されています。

通常の口座振り替えは当月保険料を翌月末に引き落としますが、早割制度では当月保険料を当月末に引き落とすことで、毎月40円がお得になります。

申し込みは、各社会保険事務所、市役所・支所・出張所、金融機関に備え付けの申出書に必要事項を記入して、口座振り替えを希望する金融機関の窓口へ提出してください。

なお、現在口座振り替えで月々納付している人で早割制度を利用希望の場合は、改めて振替方法変更の申し込みが必要となりますので、ご注意ください。